

20 大都審収第 2 号
平成 20 年 10 月 17 日

大 田 区 長
松 原 忠 義 様

大田区都市計画審議会
会長 谷 口 汎 邦



東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の
変更（東京都決定）について（答申）

平成 20 年 9 月 5 日付 20 まま収第 10678 号により諮問のありました東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の変更（東京都決定）について、平成 20 年 10 月 17 日開催の大田区都市計画審議会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の変更（東京都決定）について、諮問のとおり定めることは適切でない。



20 さま収第 10894 号

平成 20 年 10 月 31 日

東京都知事

石原 慎太郎 様

大田区長 松 原 忠 義

東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の変更について（回答）

平成 20 年 8 月 25 日付け 20 都市基施第 276 号により照会がありました標記の件について、第 140 回大田区都市計画審議会に諮問したところ、適切でない旨の答申がありました。

つきましては、本件に係る当該審議会の答申を踏まえ以下のとおり回答します。

記

当区としましては、スーパーエコタウン事業の重要性および必要性は十分認識しており、以下に掲げる当該審議会の意見を十分に留意し、東京都において真摯に対応するということであるなら、本事業の推進について拒むものではありません。

- 1 東京都は、スーパーエコタウン事業全体に係る環境影響調査を実施し、その調査結果を速やかに公表されたい。
- 2 東京都は、これまでの意見照会に対する本区の回答に付した意見を真摯に受け止め、適切に対応されたい。
- 3 東京都は、本区に集中する産業廃棄物処理施設の配置について、地域住民の意向を考慮し、対応されたい。

20都市基施第490号
平成20年11月17日

大田区長
松原忠義様

東京都知事
石原 慎 太 郎



東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の変更に係る
意見に対する回答について

平素、東京都における都市計画事業にご理解をいただき、お礼申し上げます。
東京都市計画ごみ処理場（産業廃棄物資源化施設）の変更に係る都からの意見照会に対する平成20年10月31日付け20まま収第10894号による大田区長からの意見については、別紙のとおり回答します。



連絡先

都市整備局都市基盤部施設計画課施設計画担当

電話（直通） 03-5388-3298

環境局廃棄物対策部計画課スーパーエコタウン担当

電話（直通） 03-5388-3593

(別紙)

大田区長からの意見に示された大田区都市計画審議会の意見については、環境局が下記のとおり対応策を実施いたします。

記

- 1 スーパーエコタウン事業全体に係る環境影響の調査については、全施設が完成し、すべての事業活動が開始された時点で、都として実施し、それを速やかに公表します。
この調査により環境に影響を生じている事態が判明すれば、事業者に対して環境負荷低減措置をとらせます。
- 2 都市計画の意見照会に対する回答に付された意見については、真摯に受け止め、今後もスーパーエコタウン事業の推進にあたっては、環境負荷の低減や情報の公開に努めるなど、適切に対応してまいります。
- 3 現在のところ、スーパーエコタウン事業の新たな計画はありません。
今後、新たに計画する場合には、産業廃棄物処理施設の配置について、都内における当該施設の配置状況や地元区の意見に十分配慮し、検討してまいります。